

教育職員、事務職員、学生及び、  
豊橋校舎を利用するすべての皆様へ

2019年6月  
学校法人愛知大学

## 【重要】豊橋校舎東門側の喫煙場所移設のお知らせ

これまで、本学では受動喫煙防止の観点から敷地内禁煙（指定喫煙場所を除く）に取り組んで参りましたが、この度、「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、改正健康増進法と言う。）が2019年7月1日に一部施行されることに伴い、2019年7月1日をもって、豊橋校舎東門側の屋外喫煙場所を撤去・閉鎖し、バイク・自転車置場の北側に移設こととなりましたのでお知らせいたします。

### 記

#### ■ 移転元

東門側（撤去・閉鎖日：2019年7月1日）

#### ■ 移転先

バイク・自転車置場の北側（利用開始日：2019年7月1日～）

※特定屋外喫煙所以外での喫煙は一切認められません。

#### ■改正健康増進法を遵守するためにご配慮いただく事項

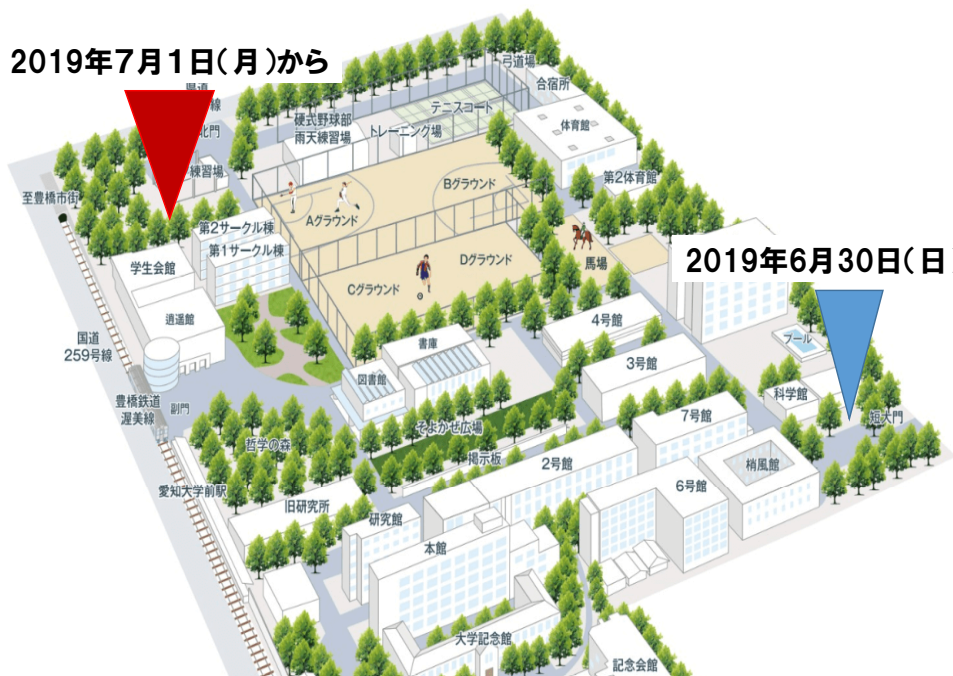
- (1) 市条例では、“加熱式たばこも紙巻たばこと同等の扱い”となります。
- (2) 改正健康増進法では、“20歳未満の者は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア（屋内、屋外を含めた全ての喫煙室、喫煙設備）へは立入禁止”となります。
- (3) 改正健康増進法では、“喫煙をする者は、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない”ため、保育園、学校等の教育施設、通学路、駅、豊橋校舎敷地等の周辺も含め、喫煙はご遠慮ください。

以 上

# 喫煙場所移転先のご案内

2019年7月1日(月)から

2019年6月30日(日)まで



▼ **東門側** [2019年6月30日(日)まで]



▼ **バイク・自転車置場北側**  
[2019年7月1日(月)から]

望まない受動喫煙を防止するため、  
ルールを守りましょう。

